

令和 7 年度第 2 回高知市障害者計画等推進協議会 議事録

日時 令和 8 年 3 月 24 日(火)18 時 30 分～20 時 30 分

場所 総合あんしんセンター 3 階大会議室

(司会：障がい福祉課 廣瀬課長補佐)

では、定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度第 2 回高知市障害者計画等推進協議会を開催いたします。

本日は、皆様ご多用のところ、本協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日司会を務めます障がい福祉課の廣瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは開会にあたりまして、事務局である高知市を代表しまして、健康福祉部長、橋本よりご挨拶申し上げます。

(健康福祉部 橋本部長)

皆さん、こんばんは。高知市健康福祉部長の橋本でございます。協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、本年度第 2 回目の協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年 12 月に開催いたしました第 1 回の協議会では、現計画の進捗につきまして報告をさせていただきましたところ、委員の皆様から当事者として感じられている課題や、支援の現場でお聞きする具体的な声など、それぞれのお立場から大変貴重なご意見を頂戴いたしましたことを改めてお礼申し上げます。

さて令和 5 年度に策定いたしました現計画につきましては、3 年間の計画期間のうち 2 年目が終了する時期に来ておりまして、また令和 8 年度は、令和 9 年度から 11 年度までの 3 か年を対象といたします次期計画の策定に向けました具体的な改訂作業に入っております。本日は次期計画の策定に向けまして、国で検討されております指針など国の動向につきまして報告をさせていただきましたのち、計画の改定に向けました高知市体制、スケジュールや各種市町村の実施につきましてご説明をさせていただきます。前回同様、委員の皆様からの貴重なご意見を賜りまして、次期計画の策定に向けた実りある機会といたしたいと考えておりますので、本日も活発なご議論を何卒よろしくお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 廣瀬課長補佐)

続きまして、本日使用する資料を確認させていただきます。事前にお送りさせていただいております。令和 7 年度第 2 回高知市障害者計画等推進協議会次第、令和 7 年度第 2 回高知市障害者計画等推進協議会資料、別紙資料としまして、令和 8 年度高知市障がいのある人の支援に関する調査票の（案）、令和 5 年度高知市障がいのある人の支援に関する調査票とな

ります。お手元に資料がない方はいらしゃいませんでしょうか。

それでは、今回の推進協議会の開催趣旨を説明させていただきます。令和7年度第2回高知市障害者計画等推進協議会資料の4ページをご覧ください。今回の協議会は、高知市障害者計画、高知市障害福祉計画及び高知市障害児福祉計画の推進にあたり、高知市障害者計画等推進協議会条例第2条の項目のうち、第1号の障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関することの規定に基づく協議をいただくために開催するものです。次期計画策定に向けた体制やスケジュール、ニーズ調査の内容等につきまして事前にお配りしました協議会資料及び、別紙資料もとに会次第に沿って説明をさせていただきます。なお今回は情報公開の対象となっており議事録を作成する都合上、ご発言の際には必ずお名前をおっしゃっていただいたのちにご発言をお願いいたします。また委員名簿をお手元の資料の令和7年度第2回高知市障害者計画等推進協議会資料の3ページに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。本日は名簿の8番目に掲載されております、社会福祉法人高知市社会福祉協議会竹島直孝委員、及び、名簿の13番目に掲載されております、特定非営利活動法人高知県自閉症協会作業所もえぎ田村孝子委員の二人よりご欠席のご連絡を頂戴しております。少しお待ちください。また名簿の2番目に掲載されております、高知市手をつなぐ育成会窪内智一委員、及び、名簿の16番目に掲載されております、高知市民生委員児童委員協議会連合会田所稔委員の二人より遅れていらっしゃるとのご連絡を頂戴しております。それでは、ここからは遠山会長に進行をお願いし議事に移ります。遠山会長よろしく願いいたします。

(遠山会長)

皆さんこんばんは。遠山と申します。ちょっと今日鼻声がひどくてお聞き苦しいところはあるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは議事に従いまして進めさせていただきます。まず報告事項、国の動向について事務局から説明をお願いいたします。

(障がい福祉課 黒岩室長)

皆さんこんばんは。障がい福祉課の黒岩です。私の方から国の動向につきまして説明させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、資料の9ページからお願いいたします。市町村が策定する障害福祉計画と障害児福祉計画この2つの計画を、今回令和9年から11年度の見込み量やサービスの提供体制の確保について策定するのでございますが、それに先んじまして国の方がですね、基本指針というのを示しております。まもなく告示が予定されておりますが、本日は、今示されておるこの指針の案というところを用いて主たるところを説明させていただきます。

10ページをお願いします。基本指針見直しの主な事項というところで特徴的なところを少し説明をさせていただきます。③番福祉施設から一般就労へ移行等につきましては、昨年

10 月に創設された就労選択支援というサービスの積極的な利用を促すための体制確保を推進していきましょう。というようなことが掲げられております。⑥番障害福祉人材の確保・定着ケアの充実のための生産性の向上というのが新たに加えられました。これ、特徴的なものの一つと考えております。人材に関しては今まで福祉計画で触れられていなかったんですが、この人材不足の影響もありまして今回新設されております。内容としましては介護ロボットやICTの活用による業務負担の軽減でありますとか、人材確保のためのセンターを都道府県ごとに設置するというような内容が触れられておるところです。続きまして⑨番高次脳機能障害者に対する支援です。高次脳機能障害支援法というのが4月1日施行ということになりますので、それに向けた地域の体制整備、医療機関の確保などについて新たに設けられております。次に⑬番地域差の是正・指定の在り方等です。後で詳しく申し上げますが、各サービスが地域によってすごく伸びているところと、全然伸びていないところがあるというようなところを踏まえまして、非常に伸びが大きいところにつきましてはそれを少し制限して格差を埋めていくというような考え方が新たに導入されております。ただ重度障害者の支援でありますとか、過疎地域のところについては一定配慮するというようなところが記載されております。

続きまして11ページお願いいたします。これらの基本指針を評価していくための成果目標というところも掲げられておりまして、主に新設されたところを中心に説明をさせていただきます。②番精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の中では、精神病床へ入院された方の再入院率を下げていこうというような数値目標が設定されておりますし、心のサポーターという方の養成を令和15年度末までに全国100万人以上というところも新設されております。また、K6という鬱病や不安障害をスクリーニングする6つの質問からするチェックリストのようなものがあるんですけど、それを用いて住民の心の状態を把握、といったことも新設されております。

次③番、福祉施設から一般就労への移行等につきましては、一般就労への移行者数というのを増やしていこうというところがございます。先ほど申し上げました就労定着支援事業の利用者数を1.47倍以上にする、でございますとか、その利用者数を82,000人以上にするというところが設定されております。

④番、障害児支援提供体制の整備等の、右上の方に移ってください。下2つをご紹介します。障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保、各市町村ということが新規で創設されます。また、強度行動障害を有する子供、児に対する支援ニーズの把握及び支援体制の整備というのを各市町村、ということで設定されています。具体的なところは、また、今後計画の中で触れていくことになりますが、相談体制の整備や強度行動障害がある方は現計画でも一定触れておりますので、そこを充実させていくようなところになるのではないかと考えております。

続きまして⑥相談支援体制の充実・強化等におきましては、相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、望まないセルフプランの件

数をゼロとする、というのが新設されました。全国的に相談支援事業所の数が足りないがゆえに、セルフプランでサービスを利用せざるを得ない方が一定数おるということから、ここが設けられたということになります。高知市におきましてもセルフプランというもので一定サービスを利用されている方が、大人の方で7%、子供の方で35%ほどおります。量が足りないからなのか、本人が望んでなのか、ということはもっと分析を今後していく必要がありますけれども、目標を設定して計画に盛り込んでいきたいという風に考えております。

続きまして⑦番、障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上です。前のページと重複しますが、ワンストップ窓口というのを都道府県の方で設置していこうという目標設定、あと協議会を設置していこうというようなところが掲げられております。

⑧番、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築といたしましては、高知市であれば事業所の許認可指定をしているんですけれども、その指定をしている事業所の情報公表を100%にするというところが設定されております。現在高知市が公表率が91%ですので、やはり公表をしっかりとさせていくということが必要になると考えております。

12 ページにつきましては、もうちょっと小さな数値で、利用時間数、利用者数、開催回数といった実績を評価するもので、こちらについては紹介を割愛させていただきますが、数値で定量的な評価をしていこうというものでございます。

続きまして13ページお願いいたします。この福祉計画の中で、向こう3年サービス見込量というのを出すんですけども、従来のやり方とちょっと変わってくるよというところの紹介になります。右側に折れ線グラフが2つあるかと思います。下のグラフの例でいきますと、直近3年間の利用者数のみ、というのを平均を取って7.4%でしたというのが実線できているかと思います。向こう3年の見込みというのは、基本この伸び率を参考にして向こう3年も7.4%というふうにやるのが従来の見込量の考え方でございました。ただ、左下に掲げている対象サービス、生活介護、就労継続支援A型、B型、児童発達支援、放課後等デイサービス5つのサービスにつきましては、全国的な格差がかなりあるというところがあります。折れ線グラフの上を見ていただきたいんですけども、伸び率の平均が全国平均7.4%に対して19%みたいな著しく伸びているようなのがあったときにですね、国からおたくの市の、このサービスの伸び率が全国平均を超えて、上位21%、市町村のうち入ってるからちょっとおさえなさいと要請がどうもくるようになりまして、その要請があった場合、伸び率を国の伸び率の平均に合わせていくと、右肩上がりをどんどんというのではなくて、国の伸びに合わせていきなさい、それに対して必要な整備をしていきなさいというような考え方が導入されております。何故これをしたのかがまだ分からないんですけど、場合によっては事業所の指定を抑制する総量規制という考え方があるので、伸びすぎるサービスを抑制することにも、この福祉計画の数字を活用して考えていきなさいというところも見え隠れしているところでございます。高知市の現状でいきますと、大体全国平均と同じ伸びで今まで推移しておりますので、全国の市町村の25%には恐らく入らないんじゃないかなと

は思うんですけども、実績を算出してございませんので、その結果要請があった場合にはどうしていくかというところをまた考えてみたいと思います。国の指針の説明につきましては以上です。ありがとうございました。

(遠山会長)

はい。ありがとうございました。続きまして協議事項次期計画策定体制・スケジュール案及び、次期計画策定に向けたニーズ調査について事務局から説明をお願いします。

(地域共生社会推進課 長谷川)

はい。地域共生社会推進課の長谷川と申します。着座にて説明をさせていただきます。私からは資料 15 ページ、16 ページにございます次期計画策定体制及びスケジュール案についてご説明をいたします。まず資料 15 ページをお開きください。一番下のところから上に上がっていくイメージで説明をさせていただきます。まず 1 番下の枠囲みのところをご覧ください。この後ご説明を致します、ニーズ調査の実施や障害福祉課が所管しております自立支援協議会などですね、各種分野の協議会、支援検討会等で支援が必要な方々の現状というのが出てまいります。この現状を把握、分析しまして次期計画に向けて課題の検討を全体で行ってまいります。ここで取りまとめた課題や、先だってご説明しました国から示されます基本指針などと合わせまして、資料の真ん中辺りの枠組みにあります、ワーキンググループというところの中で具体的な方策について庁内の検討を進め、計画の素案、原案を作っていく予定です。その案を基に庁内の検討委員会でも協議をした上で、計画素案、原案についてこの障害者計画等推進協議会でお諮りをいたしまして、また原案につきましてはパブリックコメントを経て確定をしていきたいと考えております。なお先ほど申し上げましたこのワーキンググループの構成課なんですけれども、現在最後から 2 番目のところ、教育研究所という記載をしております部分が、4 月から機構の改革によりまして、特別支援教育課、という課になりますので口頭の説明で失礼致しますがご承知おきください。策定体制につきましては以上になります。

次に 16 ページの方をお開きください。策定のスケジュール案になります。来年度は、この協議会を 5 回開催することを予定しております。上から順番に説明してまいりますけれども、まずこの後、説明をさせていただきますニーズ調査の中のアンケート調査及び、施設や事業所対象とした意見交換会こういったところ 5 月に実施をしてまいります。保護者の方々を対象とした意見交換会につきましては 6 月に実施をする予定としております。その後 6 月の下旬ごろを目途に第 1 回の協議会を行いまして現計画、今の計画の成果と課題、次期計画の方向性などについてご報告をさせていただく予定です。国の動向というのについては先ほど説明いたしました案から大きな変更がありました場合には、また追加でご説明等をさせていただく予定としております。

続きまして 9 月に第 2 回の推進協議会を開催いたしまして 5 月、6 月に実施をしました

ニーズ調査の結果報告と新計画の概要の審議をお願いしたいと思っております。そして3回目の協議会を11月。第4回を12月にそれぞれ開催いたしまして新計画の素案について、部分部分で審議をお願いしたいと考えております。その素案をもとに来年の1月上旬にはパブリックコメントを行いまして、パブリックコメントでいただきましたご意見を踏まえまして、最後、第5回の推進協議会を来年の2月に実施をする予定としております。ここでは最終の原案を審議をしていただきましてご承認いただければと考えております。策定体制とスケジュール案については以上になります。

(障がい福祉課 前田係長)

障がい福祉課の前田と申します。私の方からは資料の方18ページからある、次期計画策定に向けたニーズ調査についてご説明させていただきます。座って失礼します。18歳以上の方々に対するニーズ調査についてまずご報告をさせていただきます。

資料20ページをお願いします。今までの計画策定において18歳以上の方に対するニーズ調査は令和5年度と同じく身体障害、知的障害、精神障害の3障害を合わせてアンケート調査を行う予定としております。今回実施予定の調査の概要について説明させていただきます。調査の対象者は3障害の手帳所持者のうち、標本誤差という考え方をういてそれぞれ無作為抽出や手帳更新の手続きに合わせてアンケートを配布します。標本誤差とは、母数の全数調査と比べ、部分調査の回答に誤差は生じるものの、その後差が5%や10%になるように計算された統計に用いられる考え方です。身体障害者の方が780名。知的障害者の方が650名。精神障害者の方が186名。合計1,616名の方を対象として考えております。なお調査対象者の年齢は基本的に18歳から64歳としておりますが、身体障害者の方につきましては、65歳を超えた後に心臓機能障害等により身体障害者手帳を取得される例等もあるため、65歳を超えた身体障害者の方の意向をアンケートに反映させることが必要と考え、100人を調査対象者としております。調査方法は令和5年度と同じく、調査対象者に紙のアンケートを配布し、回収はアンケートの返送、もしくはWEB回答、もしくは窓口での回収を選択できるように考えております。点字印刷が必要な方や、質問の説明が必要な方につきましては、お申し出いただければ訪問して個別の対応をさせていただくよう案内を同封する予定です。調査の期間は今年の5月から8月にかけて実施予定となっております。

前回実施した令和5年度のニーズ調査の回収率は身体障害者と知的障害者が53%で精神障害者の方が40.1%でした。

次に21ページをお願いします。ここでは令和5年度に実施した前回の調査と比べ、変更になった点をまとめております。

今回令和8年度のアンケート案につきましては、お手元の資料別紙1としてお付けさせていただきますので、この先ちょっと別紙1の方を見ながらちょっとご説明させていただきたいと思います。ご参考にしてください。なお前回令和5年度に実施した調査票につきましては別紙2としてお付けをしております。設問の変更点といたしましては、

問 16-1 別紙 1 で言いますと 8 ページになります。問 16-1 につきましては前回の調査から回答選択肢の障害福祉サービスの内容を合わせるために前回の調査から回答の選択肢を増やしております。

続いて別紙で言うと 10 ページ、問 19、問 20-1 につきましては本市の高齢担当部署が行っている成年後見制度の調査と調査票との整合性を図るために文言等の修正を含め回答選択肢を見直し、合わせて設問の 1 を削除、別紙 2 の方になります。前回問 20-2、別紙 2 の 10 ページになりますけど、この部分が削除となっております。

続きまして別紙 1 の方に戻っていただいて別紙 1 の 5 ページ、問 12-3 につきましては意思決定支援の必要性が国としても示されていることから、相談先においてどの程度障がい者の方の意思が尊重されているのかの調査質問を追加しております。

続いて別紙 1 の 6 ページ 7 ページの方に移ります。問で言うと問 15-4 と問 15-4-①につきましては令和 7 年 10 月から障害者総合支援法によって就労選択支援というサービスが新たに開始されました。就労選択支援は障がい者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるように就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力、適正等にあった選択を支援するものであることを踏まえ、障がい者の方の就労に関する調査質問を追加しております。なお資料の方に戻っていただいて 22 ページから 39 ページにつきましては令和 5 年度に実施をさせていただいた身体障害者と知的障害者を対象とした実施アンケート結果を抜粋してお示ししております。当時の推進協議会で説明したものですので本日は詳しい内容については省略させていただきますが、単純集計やクロス集計を用いて分析を行ってございましたので、参考にご覧ください。

続きまして 40 ページから障害児分野に関するニーズ調査についてご説明させていただきます。所管課は母子保健課となっておりますが私の方から続けてご説明させていただきます。障害児分野のニーズ調査につきましては、市民からのご意見を伺うだけでなく、行政と双方で話し合い、より具体的な実態やニーズを把握する目的で令和 6 年度の策定時より、一度意見交換会を行うこととしております。今期は令和 8 年 5 月から 6 月の間で実施をする予定です。対象はひまわり園、ゆったりっこを現在利用している、また以前に利用していた保護者、保育園や福祉サービス事業所職員等の支援者とします。調査内容は子どもの個々の発達に応じてどのような支援が必要か、早期発見、早期療育を含めた保健福祉サービスについて関係機関や地域との連携のあり方について等意見交換を行う予定となっております。以上を持ちましてニーズ調査についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(遠山会長)

ありがとうございます。只今事務局より説明のあった内容について、委員の皆様からご質問やご意見をいただきたいと思います。発言の際は挙手をしていただいて、お名前を言っていただいてからご発言いただければと思いますがいかがでしょうか。

すいません。皆様より先に発言してしまってもよろしいでしょうか。アンケート調査の対象者が手帳所持者になっていることについては、どういう理由があるのでしょうかというところを教えてくださいたいんですが、いかがでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

はい、障がい福祉課の黒岩です。まず、把握しているというのが一番大きくて、障害福祉サービスを使っている使っていないにかかわらず、対象者がどこの誰さんかっていうのがアンケートが郵送なり手渡ししますので、そこが1つです。となると難病の人とか、それ以外のところはどうなるんだい、という話があると思うんですけども、県の方におきましては、サービスの利用者とか、特別支援学校に行ってる人とか、難病の方のアンケートをすることをお伺いしておりますので、一定そこを情報いただきながら、全体の把握にも努めていきたいという理由でございます。以上です。

(遠山会長)

はい、ありがとうございます。手帳を所持されている方の情報をまずはしっかりニーズを捉えるっていうことに加えて、色んな施設、機関と連携しながら補足しきれないところも把握していくということかなというふうに思います。ただ一方で、国の方の生活のしづらさ調査でも、特に所持者に限らず広くニーズを調査、生活状況を調査していると思いますので、より一層特に精神障害のある人で手帳を持たれてない方もたくさんいらっしゃいますので、どういうふうに手帳を持ってないけれども何らかの生活のしづらさを抱えてらっしゃる方の状況やニーズを把握するか、っていうところもこれからさらに検討していただきたいなというふうに思います。皆様から質問やご意見いかがでしょうか。

(松尾委員)

松尾です。アンケートの項目のところで一言、問 12-2 という項目のところですが、相談先に対し、満足していますかという問いですが、回答は満足、やや満足、不満、これで良いと思うのですが、なんかとても漠然とした感じがするんです。もうちょっとなんか具体的に踏み込んだ回答を引き出すようなことはできないかなと思いました。ずらずら項目を並べることが難しかったら、この下に空白でよいので、具体的に一言、二言不満の中身を書いてもらうとか、いうようなことはどうかなと思いました。

(障がい福祉課 前田係長)

ありがとうございます。障がい福祉課の前田です。ご指摘いただいた点についてはアンケート修正の方を行って下にちょっと具体的に書けるような欄を作らせて頂きたいと思っております。

(遠山会長)

はい、ありがとうございます。不満の内容がある程度把握できるような形がよろしいかなというふうに思います。今のお答えでよろしいかと思います。いかがでしょうか。その他ご意見、ご質問いかがでしょうか。土門委員お願いします。

(土門委員)

合同会社 Mysig の土門です。2つ聞きたいことがあるんですけども、手帳で3障害、アンケートを取っていくということなんですけど、精神保健福祉手帳の中には発達障害の方が含まれるという認識でいいのかというのがまず1点、あともう1つなんですけれども、基本指針の見直しというところを見ていた中で強度行動障害の方に対しての支援っていうものは全国的にも結構、問題に上がっているなというところではこういったアンケートを取る中でその、強度行動障害がある方が、どういったことに困っているのかっていう項目もあった方がいいのかなとは思んですけど、いかがでしょうか。

(健康増進課 喜多係長)

健康増進課の喜多です。精神の手帳の所持者の方の中には発達障害の方もいらっしゃいます。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課の黒岩です。強度行動障害は行政用語なので、あなた強度行動障害ですよっていうのは障害福祉サービスの受給者証で加算になる人しか、所謂行政用語上の強度行動障害っていうのにならなくて、多分アンケートを受けとった人は自分は強度行動障害だなんていうのは全然分かってないので、やっぱりそれを把握するんだったら別の方法ですする必要があります。今、県の方で強度行動障害の部会というのがありまして、市の職員も参画しておりますが、そういう実態把握とか困りごとの把握というのは別ルートで検討しておりますのでちょっとこのアンケートではそこは拾えないのかなと考えております。

(土門委員)

ありがとうございます。

(遠山会長)

すいません。今のご質問にちょっと付け加えさせてお聞きしたいんですけども、発達障害かどうかというのはこのアンケートの中では特に把握はされないんでしょうか。障害診断名はなんですか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課の黒岩です。アンケートの2ページの間5というところに発達障害、知的障害、高次脳機能障害、難病とかですね、手帳だけでは分かりえないところを回答していただくものになっておりまして、最終的な発達障害と回答された人の回答傾向なんかを集計とかはできるようには考えておるところでございます。

(遠山会長)

はい。ありがとうございます。理解できました。

(松尾委員)

松尾です。強度行動障害ということを先ほど行政用語であるとおっしゃられました。それはわかりましたけれども、それは行政がいろいろサービスを行っていく上での枠組みだと思いますが、うまく説明できないんですけれども、どういうふうに強度行動障害というものを捉えていったらよいのかなと。社会的な意味合いも含めてです。

(障がい福祉課 黒岩室長)

はい。障がい福祉課、黒岩です。24個くらいの行動面の質問がありましてですね。激しく動くとか、食べられないものを食べるとか、自傷がある、他害があるというなかで10点以上指標が該当した方が、いわゆる強度行動障害というようなものでして。今言っただけではイメージわからないかもしれないですけど、より手厚い支援がいる方ということで障害福祉サービスの報酬なんかで加算がつくとかいうようなことが講じられております。それは先ほど申し上げたとおり別途把握していくものかなと思いますのでなかなかこのアンケートではそういう方も含まれると思うんですけど、この人が強度行動障害だっていうのはわからないので、ちょっと類似するような答えは拾えるかもしれませんが、難しいというのが答えになります。

(松尾委員)

すいません。松尾です。そしたら強度行動障害と位置付ける人は誰ですかね。本人、あるいは家族。

(障がい福祉課 黒岩室長)

それが行政の方になります。障害支援区分という認定を受けた方に対してその10点以上になる方っていうのがですね。対象者でありまして特にドクターがつけるようなものではないような考え方でございます。

(松尾委員)

はい。では、行政が最終判断して決めるという捉えで良いですか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課、黒岩です。現状ではそれしか判定というか判断する根拠がないということになります。

(遠山会長)

その他ご意見、ご質問いかがでしょうか。小嶋委員よろしくをお願いします。

(小嶋委員)

小嶋です。5ページの問13なんですけれども、あなたのご近所の方々とお付き合いはどの程度あるのかっていう項目なんですけど、これの質問、次の質問また飛んで次、障害者団体とのつながりがあるかどうかを。多分私がこれパッと見たときに地域とのつながりをどの程度あるか聞きたいと思ったんですけど、これの狙いというのはどういったところなのかを聞いてみたかったです。以上です。

(障がい福祉課 黒岩室長)

はい。障がい福祉課、黒岩です。近所付き合いに関しては一般市民の意識調査なんかでも調査項目ありますので、それと比較して障がいがある方が近所付き合いがどうなのかっていうのは比較ができるかと思ってそれが狙いになります。障害者団体というのは、そのいわゆるピアサポーターとか、支え合いというような効果も言われます。過去のデータを比較してるとここも減ってきているんですね3年ごとのデータを見ますと、なのでここは傾向をつかんでいくということが狙いになります。

(小嶋委員)

ありがとうございました。

(遠山会長)

はい。ありがとうございます。すみません。遠山ですけど今の質問に付け加えてもう一つお聞きしたいんですけども、その問14で障害者団体など自主的な集まりっていうのは例えばどういう関係性といいますか、どういう機会を想定してらっしゃるのでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

はい。障がい福祉課、黒岩です。2人以上のグループでその人が障害者団体の集まりと思えば「はい」でいいと思いますし、手をつなぐ育成会や市身連さんのような組織立った団体

の集まりを指してもいいと思うんです。ただそういう障がいのある方同士でつながることをされているかどうかというのを把握できればいいのかなと考えております。

(遠山会長)

はい。ありがとうございます。フォーマルな会だけではなくて、プライベートなつながりっていうところも含むということでしょうかね。はい。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

(西岡副会長)

西岡です。先ほどの障害者団体のところの追加で説明は十分わかったんですけど障がいを持たれた方がこういう団体があるとかっていう認識が多分少ないじゃないかなって。私のこれを見たときには、身体障害者の団体があるのかなとかって思う。さっき黒岩さんがおっしゃったところは、ただ注釈かなんかでこの障害者団体とはっていうご説明を少し入れてあげると、あっなんだあの人と関わっていることが団体に入るんだとかってイメージがしやすいんじゃないかなと思っていて、これ多分、私の身の回りの障がい者の人が見たときに、多分参加してない方に付けていく傾向にあるような気がするので、注釈をいれるといいかなと思います。いかがでしょう。

(障がい福祉課 前田係長)

障がい福祉課の前田です。貴重なご意見ありがとうございます。また検討して追加させていただくかどうかを改めて考えていきたいと思います。

(小嶋委員)

たびたびすみません。小嶋です。問 15・5-①なんですけど私の実体験として相談先が最初民間のエージェントを就職活動で使っていたので、そこでも相談していたんですけど、パッと見この選択で言うと民間的なところがないのかなと思っていますけど、そういうのは相談先としては想定されていないんでしょうか。

(障がい福祉課 前田係長)

障がい福祉課の前田です。ごめんなさい。もう一回、質問確認させていただきたいんですけど、問 15 のお仕事をしていますかっていう質問に対して、しているしていないのところにもう一個選択肢があった方がいいじゃないかってことです。

(小嶋委員)

そうですね。このなんていうかな公的な機関が多いのかなっていうふうに思いますけど。

(障がい福祉課 前田係長)

障がい福祉課の前田です。問 15-5-①のところで民間さんがやられているエージェントみたいなものがあつたらいいんじゃないだろうかというところですかね。

(小嶋委員)

そうですね。選択肢にあつた方がいいんじゃないかなと私が実体験として公的機関を利用させていただくまでの間がそうだったので、いるんじゃないかなと思ってちょっと選択肢を増やしてはいかがでしょうかと感じて、お聞きしました。

(障がい福祉課 前田係長)

障がい福祉課の前田です。アンケートにおいて割合、数とかこういう多いものを載せらせていただいています。民間のエージェントさんとかも使われる場合とかもあるかと思うので、ひょっとそういう場合には 99 その他とかでちょっと書いていただけたら助かるかなとは思いますが。

(小嶋委員)

わかりました。ありがとうございます。

(中屋委員)

中屋です。アンケートの問 16 なんですけど、今、福祉サービスを利用していますか。っていう内容の中がこれを開けたらダラダラと出てくるんですが、これってその訓練の部分と介護の部分に分けたらどうなんだろうと思うんですよね。サービス全般が全部一緒になっているので、最後の利用してないとか、利用しているっていうところで、利用してないって理由になんか就職したからとか、身体が良くなったとか問い合わせの中のレベルが違う答えがあるので、なんか違和感があるんですよ。なんかそういうことを、こう今行政の言葉でいう訓練等給付の部分と、介護給付の部分に分けてアンケートにしたらどうかなと思うんですがいかがでしょうか。

(障がい福祉課 前田係長)

障がい福祉課の前田です。今ご指摘いただいた介護給付と訓練等給付の方は分けた方がいいんじゃないだろうかというところでご質問いただいたんですけど、全体のボリュームというものがあって、あまり質問が多すぎるのもちょっと回答していただく方になかなか負担になるのかなという点もあるので、ちょっと一度課内の方で分けるかどうかを検討させていただきたいと思います。

(遠山会長)

よろしいでしょうか。遠山ですが、今、この選択肢が問 16-1 の選択肢がその訓練といろんなものがごちゃ混ぜに並んでいる気がするので、そこを選択肢の並び順を整理するという案もあるかなというふうに思いましたが。並び順を変えてちょっとスッキリ整理するという形もどうかと思いました。

(障がい福祉課 前田係長)

ありがとうございます。障がい福祉課の前田です。委員のご指摘も踏まえてちょっとその辺整理をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(遠山会長)

そのほかいかがでしょうか。

(小嶋委員)

小嶋です。問 17、18 と災害について質問があると思うんですけども、備蓄とかのことはあえて聞かないんでしょうか。自宅で災害にあったりすると思いますし、障がいがあったら例えば私だったらてんかんという持病があるので薬とかもある程度備えているんですけども。

(障がい福祉課 前田係長)

はい。障がい福祉課の前田です。今ご指摘いただいた件について追加するように修正させていただきます。ありがとうございます。

(小嶋委員)

ありがとうございます。それと次に、もう 1 個意見がありまして、成年後見人については触れていることすごくいいなと思ったのですいません。感想も併せてですがお伝えします。以上です。

(窪内委員)

手をつなぐ育成会窪内です。問の 19 番成年後見人制度についてのところなんですけど、この説明文を書いていたおるんですけども、知的障害があつたりとかそういうかたとか、判断能力が不十分っていうところがあるんですけども、うちの子なんかもそうなんですけど、この言葉がちょっと分かりにくいんじゃないかなというところがありまして、判断能力って不十分って何ってところが出てくると思われるんですけど、やっぱりちょっとこの制度とかが法律用語出てくると思うんですけど、先ほどちょっとほかの委員からご指摘ありましたけども、もう少し噛み砕いた分かりやすい表現に変えていただいた方が、よりど

んな制度かなってというのはお分かりいただけるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

(障がい福祉課 前田係長)

障がい福祉課の前田です。ご意見ありがとうございます。ちなみにひょっとどのような言葉に直したら伝わりやすいかなってこういう例みたいなものをひょっとあつたら教えていただけたらなと思うんですけど。

(窪内委員)

今すぐこれってというのはちょっとないんですが、判断能力不十分っていうときに我々ですと、例えばその契約するときってという言葉がある。簡単に言うと自分で決めることができないとかですね。内容は理解しにくかったりとかっていうところになってこようかと思うんですけども、例えば契約とかであればですね。商品を買うとかですね。サービスを受けるときの契約色んなパターンがあると思うんですけども、そういう障がい者の方が関わっているであろう、もしくは最近詐欺などもありますので、そういうときの契約っていうのは必ず必要になってくると思うんですけども、そういうものの例示でこういうことをなかなか自分で決められない。判断ができないことをいうのですよっていうことの安易な例が、例示があつた方が分かりやすいかと思います。とくに成年後見制度についてはなかなかご理解というか周知がなかなか難しかったりとか、内容がよく分からないという方が結構多くいらっしゃるの、そういうところも啓発も含めてですね、もう少し分かりやすい表現にさせていただくと例示とか分かりやすいと思いますが。

(障がい福祉課 黒岩室長)

はい。障がい福祉課、黒岩です。ありがとうございます。例えば注釈で契約行為とか財産の管理とか、そういう言葉を分かりやすくそういうことなんですよ。っていうのがあればっていうようなイメージですか。

(窪内委員)

そうですね。それでイメージで大丈夫かと思います。ありがとうございます。

(遠山会長)

すいません。遠山ですが今の成年後見制度のところで現在、成年後見制度を利用している方がこのアンケートに答えるっていうのはないんでしょうか。利用したい、したくない、判断できないっていうところだけなので、現在利用している人はどうなるんだろうって思ったんですけどどうでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課、黒岩です。どこかすでに利用しているというようなところを入れたいと思います。ありがとうございます。

(遠山会長)

はい。ありがとうございます。アンケートの内容的なところとか、表現ですとか、選択肢をどうするかってところいろいろ多岐にわたるかと思いますが、ご意見、ご質問いかがでしょうか。

(小嶋委員)

たびたびすみません。小嶋です。問の 11 あなたは生活するのに支援や介護が必要ですかという質問があるんですけど、必要と書かれた場合に次に進みますとあります。私なんかは一人暮らしをしていますので、この場合だと違うのかなと思ったりしましたが。私が見つけてないんですかね。福祉サービスを利用しているっていう方に丸を付けたら家族ではない支援を受けているっていう集計になりますでしょうか。

(障がい福祉課 前田係長)

障がい福祉課の前田です。問 11-1 で必要と答えた場合に支援や介護を行っているところに一人暮らしの場合はどのように記入したらよろしいでしょうかというご質問でよろしいでしょうか。99 とかに一人暮らしとか、同居しているとか、同居していないとかいうふうに記入していただけたらと思います。

(小嶋委員)

あと、集約できるのかなと不安になっています。ヘルパーとかって書いてくれたら多分分かりやすいのかな、選びやすいのかなって思ったりもしました。

(障がい福祉課 大中課長)

障がい福祉課の大中です。一人暮らしかどうかというところですけど、問 7 のところでまずあなたの生活している場所はどこですかという問いがあって、問 8 の方にですね。あなたと一緒に住んでいる家族はいますかという問いがありますので、ここで一人暮らしかどうかというさび分けはできるのかなというふうに思います。

(小嶋委員)

わかりました。ちょっと複雑だったので、ありがとうございます。

(松尾委員)

松尾です。一人で生活をしていくときに誰の支援が必要なのかということだと思います。この回答パッと見たとき、祖父母、親族が当然という言葉は当たらないかもしれないですけども、人のお世話をするっていうふうな感じにパッと見たとき、字面だけを見たときに、そんなふうに思います。何でしょう。私は具体的にはわかりませんが、もっとその公的なサービス、ヘルパーさんであったり、看護師、訪問看護師さんであったりとか、なんか公的なサービスをもう少し具体化したものを、ここに持ってきてほしいかなと思ったのですがどうでしょう。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課、黒岩です。問 11 の設問の意図が最終的には支援を行っている家族の方の心身の健康状態を知りたいのがそもそも問 11 の狙いなので、あまり福祉サービス事業所の人の健康状態を聞くわけではないのでっていうことで、書きづらさが委員がおっしゃったようなことが大元になっているんじゃないかなと思うので、例えば介護サービス事業所っていうのを選んでもらったら、その一つは飛ばす設問をみたいなことでも工夫できるのかなと少し、回答する障がい者の人が介護サービス事業所の人の心身の健康状態って回答難しいと思うので、何かちょっと工夫が出来るかは預からせていただきたいと思います。設問の意図は家族の心身の不調を知りたい設問だということを強調しておきます。

(松尾委員)

はい。私の理解が足りませんでした。ということで先ほどのお話を聞きながら、チラッと思ったことですが、では一人で地域の中で一人で生活をしていくときにどのようなサービスが必要ですかっていうような設問があってもいいかなと思いました。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課、黒岩です。それを設問に追加するというよりは一人暮らしが否かという設問と一番最後の問 21 でどんなサービスが必要かって設問があるので、これを集計していけば一人で暮らしてらっしゃる方がどんなサービスがあるかとかいうふうに分析はできるので、よろしければ本体はいじらずにその分析の中で傾向を把握することに努めたいと思います。

(土門委員)

土門です。設問の 15 から 16 にかけてなんですけれども、お仕事について書かれていると思うんですが、最近僕よく気になっていることがあって、昨年最低賃金が上がったというところでは A 型に就労されている方あるいは障害者雇用等で一般就労されてる方たちがいらっしゃると思うんですけれども、最賃が上がったことで A 型に通っていたんだけど

ちょっと B 型になってもらえないのかとか、そういう実際に受けた方がいらっしやたかどうかっていうのをアンケートに乗せることは難しいんじゃないでしょうか。なぜかって言ったらやっぱり雇用する側に最低賃金が上がるということでは社会保険料とか、いろんなものが上がっていったら会社負担も増になると、そういったことでは障がいのある方を雇用し続けることが難しくなって A 型から B 型に下げる。もしくは、一般就労もちょっと難しくなるかなというところでは企業側とかの意見はそこらへんには反映されてくるものもあるのかなと思うので実際にその、一般就労最低賃金がかかる方達がどれくらいおって最低賃金が上がった時点で、数か月経ってる中で、どれくらいの人に移行せざるを得なかったのかっていうアンケートがあっても僕はちょっといいのかなと思ってお伝えしましたが黒岩さんどうでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

ご指名ありがとうございます。今土門委員が言われた最賃が上がったから、A 型からそれ以外についていうところはこのサンプルですとなかなか難しくって実際はですね、障害福祉サービスの決定を障がい福祉課がする際に A 型から B 型に変わったりっていうのはリアルタイムでわかりますので、ちょっとこのサンプルで拾うよりは別で雇用止めになったとか、というのは実際の人で見ていく方がより把握しやすいのかなと聞いて思いました。

(土門委員)

ありがとうございます。

(川村委員)

発達障害者支援センター川村です。アンケートってすごく難しいと思うんですけど、何のためにこのアンケートをするのかっていうと、やっぱり今、高知市さんとして行政として、どこに施策を重点的に持っていったらいいかっていうところが元になっているので多分、それぞれの委員の皆さんからしたら、ここは足りないっていうところもあるのかなというふうに思うんですけど、一方で令和 5 年と比べてみると、問 20-2、5 年のときの 20-2 のなんか成年後見制度で利用したい方がどういった人をお願いしたいですかっていう設問が今回なくなっているんで、ひょっとしたら利用しようと思っている人は少ないんだけど、でもお願いするなら家族と答えた方々が多くって、でも実際にはそれは難しいよねっていうのと、行政としてそこに施策を持っていくのは難しいからこの設問をなくしたのかなというふうにちょっと思ったのが一つと、もう一つ先ほどからそれぞれの設問に関して事務局にご質問がいっぱい出てますけど、スケジュールをちょっと見たときに令和 8 年度、来年度のスケジュールを見たときに 5 月にアンケート調査をして集計はすぐできると思うんですけど、5 月、6 月に意見交換会がありますよね。6 月に第 1 回推進協議会があつてそれまでに意見交換会で出た意見がそのまま出るのか、そこをどういった形でアンケート調査

とある程度リンクさせるような形で出るのか、そこが少し高知市さんとして見通しを持ってらっしゃるのかどうかというところはお伺いしたいところです。

(母子保健課 和田係長)

ご質問ありがとうございます。母子保健課の和田と申します。リンクをさせていくかということについてなんですが、当然結果、意見交換会をした結果リンクしてくるところはでくるところだと思います。ちょっと結果の出し方についてはまだこれから検討していくので、今ははっきりしたことは申し上げられないんですが必ずリンクしてくるところは出てくるはずです。同じような意見が出てくるはずですので、そういったことをまた川村委員のおっしゃられるようにリンクさせた形で結果が報告出来るように工夫していきたいと思います。ありがとうございます。

(障がい福祉課 前田係長)

障がい福祉課の前田です。令和5年度の間の成年後見の中の間20・2について削除した理由はということでご質問いただいたと思うんですけどこれはそういう意図が委員さんがお話しされた意図ではなくってあくまで統計を取るために高齢部門と合わせた方が障がい者の方と高齢の方比較がしやすいのでっていうことで設問を並べたということですのでそういう意図ではないです。

(川村委員)

ありがとうございます。はい。すみません。発達障害者支援センター川村です。5年度のアンケートを元に多分文言とか、新しい制度だけじゃなくて文言とか結構書き換えているところがあったので、それはそれで十分に考えられたんだろうなと思ってつい深読みをしてしまいました。はい。ありがとうございました。

(遠山会長)

はい。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。よろしくお願いします。

(中屋委員)

中屋です。全然内容とかと関係なくて国の方針の中の言葉で、これって9ページになるのかな基本指針いうところの5番で障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上って書いていうやけど、どうも生産性って言葉が僕にはここには合っていないような気がするのよ。国のことなのでここでどうこう言ってもいけないかもしれんけど、ここは生産性じゃなくて機能性じゃないかなと思うんやけどちょっと意見でした。何となく違和感を感じたので生産性というのは。

(遠山会長)

はい。ありがとうございます。今の、遠山ですが今の場所の生産性っていうのは施設の職員さんの生産性っていうことですよ。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課の黒岩です。国の資料なんか見ますと例えば小規模事業所が合併して効率よくするというようなことも含まれておりますので、経営の効率化とか、処遇改善とか、賃金アップとか、ICTの導入とかをひっくるめて生産性という言葉を使っているんじゃないのかなと推察いたします。

(中屋委員)

はい。ありがとうございます。中屋委員よろしいでしょうか。いいですかね。はい。そのほかいかがでしょうか。お願いします。

(大久保委員)

高知大付属特別支援学校の大久保です。国の基本指針を出すというためのニーズ調査というところで今回行われるアンケートなのかなと思うのですが、国の基本指針の⑮番障害者スポーツというのが書いてありますが、アンケートのそこは全然触れられてないのかなと思ったり、自分が障害者のスポーツをやっている関係で、そのあたりを少し調べていただけたら嬉しいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

はい、障がい福祉課の黒岩です。ちょっと盛り込むかもという含めてのお預かりになると思います。今高知市の施策で障害者スポーツを代表してやってる事業とか課があるわけではなくて、なかなか把握しても施策として十分高知市としてできることがないのかなというのもありましてですね、基本指針を網羅的に調査しているわけではないということが前提でございます。以上です。

(大久保委員)

ありがとうございます。

(石丸委員)

クローバーキッズの石丸です。スケジュールを見たときに、5月に児童教育とか、放課後等デイサービスなどの事業所との意見交換というふうな形になってるかなと思うんですけど。高知市の障害児、放課後等デイサービスとか通所支援事業所が70数施設あるかなと思うんですけど。時間的に、1ヶ月半とか2ヶ月ぐらいになってるかなと思うんですけど、ど

ういうふうな事業所との意見交換であったり、そこらへんの今の考え方であったりとか教えただけならなと、お伺いしたいなと思います。

(母子保健課 和田係長)

母子保健課の和田です。ご質問ありがとうございます。5月の障害児分野の意見交換会ですけれども、こちら5月に丁度、障がい福祉課の方が実施する研修会、連絡会等あるかと思っていますので、障害の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の集まる会があると思います。そちらの方で、中で実施をしていきたいと思っております。皆様集まる機会にやりたいと思っています。以上です。

(遠山会長)

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

すいません。遠山から追加でお聞きしたい事がありまして。アンケート調査の最後の項目で、22の項目で、あなたは自分らしく暮らせていると思いますかっていうのは、自分らしく暮らすことは誰にとっても大事な重要なことだと思うんですけど、これを聞いてそのあとどう計画に反映させるのかをお聞きしたいです。例えばですけど、こういう人は自分らしく暮らせてるけどこういう人は自分らしく暮らせてないんじゃないかっていうところを関連付けて分析したらより計画にどういう施策を充実させていったらいいかっていうところに繋がっていくと思うんですけど、その辺のどういう人が自分らしく暮らせてるとか暮らせてないってところの仮説みたいなのはあるんでしょうか。このアンケートの中のどの項目と関連づけて分析するっていうイメージがあるのか教えてください。

(障がい福祉課 黒岩室長)

はい、障がい福祉課の黒岩です。まずは相対的に、主観的にご本人がどう思ってるかっていうのを知りたいのが一つです。で、前回であれば回答したのが本人か本人以外かの分析と、年齢層によって差異があるかというのを資料としては出してますけど、ここでは差がなかったです。なのでまあ、先ほどの遠山会長の話聞いたら私らしく暮らせているか暮らせてないかっていうグループの中で、なにかさらにクロス集計することで特徴とかあるようでしたらですね、そこに対して施策を充実していくこと、が自分らしく暮らせるにつながるんじゃないかみたいところは、今なにかあるわけではないですけど、ちょっと見ていきたいなと思います。

(遠山会長)

ありがとうございます。どういう項目と関連付けて結果をどういう風に使うかっていうところも考えながら進めていただければと思います。いかがでしょうか。

(窪内委員)

手をつなぐ育成会、窪内です。です。問 13 番の、あなたのご近所の方々とどの程度のお付き合いをしていますか、っていう項目の調査目的についてお伺いしたいんですけども。

国の指針としてありますように、地域社会での共生を目指すというところがあると思うんですけど。現状で、そういった自立支援受けながらされている方の、現状のご近所さんとか地域とどのくらいとけ込めてるかそういったところの現状を知るための項目として、それとも他の目的での項目なのか、お伺いしたいのですが。

質問分かりにくかったですでしょうか。ご近所の付き合いの関係の質問ですけど、今現状ご自宅で生活されてる方とか、国の施策で地域移行された方とかいろんな方がいらっしゃると思うんですけど、質問の狙いとして、現状の今まで地域、ご自宅で生活されてる方が、ご近所の方との関係性がどうなのかというところを狙った質問なのか。

もしくはそれと合わせて、新たに施設から地域入っていかれた方が現状どういったご近所の方との関係性を、築かれてるのかといったところを狙ったものなのかといったところでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課黒岩です。元々そこに住みよったかとか、転居してきたかというのは、ちょっと考慮せずに聞いている設問でして、高知市民の意識調査っていう全市民を抽出するやつの設問を、こう引用して、障がいのある人と、障害を含む全体の意識調査での近所付き合いを比較したかったというのが意図でございまして。なかなか窪内委員がおっしゃられたようなところは、考慮した設問にはなってないのかなと思います。

(窪内委員)

ありがとうございました。分かりました。

(遠山会長)

その他いかがでしょうか。

(土門委員)

土門です。防災のことについて少しお聞きしたいですけれども。問 17、18 では、浸水被害を想定される地域に含まれますかであったり、避難する場所は決めてますかという設問だと思うんですけども、前回のアンケートのまとめの方を見させていただいたときに防災に関する情報は、わからないという回答が増加していますよというふうに書いてあるので、前回のアンケートを踏まえて、防災情報をこういうふうに発信していますよっていうものがあれば、こういったものがあるんですけど知っていますかという質問があってもいいのかなって思うんですけどいかがでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課、黒岩です。防災対策部という市の別の部局があるんですけど、避難行動要支援者と呼ばれる身体手帳で言えば1、2級、療育手帳で言えばA、精神で言うと1級、要介護認定で言うと3～5という方には市の方から個別避難計画のアナウンスを言って、あなたの住んでいるところはマップ上こうですっていうのを対象者には配っておるところです。それが数年前に来た人は忘れてるみたいなことはあるのかもしれませんが、前回もわりと情報がないという傾向でございましたので、そこを防災対策部なんかと一緒にどうやって伝えていくかっていうところを施策、計画に載るかどうかわかりませんが、その把握の一助になるのやないかと考えております。

(土門委員)

ありがとうございます。

(竹島和賀子委員)

高知県難病連竹島です。この防災ですけども避難場所とか、17、18の設問はわかるんですけども、これに、いくらこういう知識があっても実際に避難訓練をしてないと、そのときにはパニックになってしまうということがあります。だから避難訓練に参加したことありますか、というようなことを聞くことが大事やないかなと思いますけど。

(障がい福祉課 黒岩室長)

はい。障がい福祉課、黒岩です。また紙面、設問量とのバランスになってきます。もちろん聞いた方がいい設問だと思いますので、ちょっと事務局の方でバランスを見ながらとは思いますが、できるだけ盛り込みたいとは思いますが、避難訓練の設問をするのか、それともその計画を作っているのかという設問をするのかとかですね。今回は絞って2つになっているんですけども、これはというのがあれば取り込めないかという検討はさせていただきたいと思います。

(竹島和賀子委員)

はい。ありがとうございます。どうしていったかという、防災士の資格を取った方でも実際に避難訓練の回数が少ない人は、そのときパニックになるという。だから防災士でさえそうなるので避難訓練っていうのは、本当に大事やということをちょっと思ったものですからお願いします。ありがとうございました。

(遠山会長)

すいません。遠山ですが、今の地震災害時の項目について、南海トラフが恐れられる地域で、高知県で今日出たご意見を踏まえて、設問項目増やしていただけるかなと思うんですけ

ど、もうちょっと項目を増やしてもいいのかなと思います。先ほどの備蓄の話ですとか避難訓練に参加しているかとかですとか、あとはそうですね。なかなか地域でやっている防災訓練に参加しづらいということがあるかなと思いますので、その辺りの災害時の近所との連携みたいな、地域との連携みたいなところが何か聞けるとより良いのではないのかなというふうに思います。

その他、ご質問ご意見ありませんでしょうか。竹島委員お願いします。

(竹島和賀子委員)

高知県難病連竹島です。すいません。アンケートの内容についてはまだこれから検討することなんですけど、すいません。ちょっとその、令和5年のアンケートの自由記載のところを見てみたところこういうふうにしたいとか、いろいろ書いてあると思うんですよ。私たち難病関連もなかなか就労には苦勞をしていますけれども37ページの就労の②番のね。採用に至らなかったことをね。何度も何度も面接を受けたこういうところのフォローっていうか、支援っていうかアンケート取った内容じゃなくって、その場のことはどうなっているかっていうことを、ほかにも聞きたいことはたくさんあるんですけども、これを見てるとどんだけ進んでいるかなということ、ちょっと就労の②番なんかどんなに支援していつてますでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課、黒岩です。このアンケート答えた方お一人に何かできたということはないんですけど、この3年で振り返りますと一般雇用、障害者雇用を行っている事業主さんである共同体である中小企業同友会の方と、障害福祉の就労に携わる人と意見交換をして、雇う側のご意見をどういった人材を雇いたいとお話を伺ったり、すでに勤めてらっしゃる障がいのある人が、離職しないためにはどういうものが必要なのかというようなところを意見を踏まえて、実際にそのサービスを提供する就労サービス事業所の日々の支援に生かしていただくというようなフィードバックに生かしているというのが一つ。

あと、昨年10月できた就労選択支援という事業の開設に向けて関係各所との意見交換を重ねたりっていうようなところがこの3年で見たようなことでございます。

それが日々求職活動されている障がいのある人に届いているかというところもまだまだなところがございますので、やっぱり、サービス提供体制とか周知っていうのを並行してやる必要があると思います。また職安とか、関係機関広くありますのでそことも連携を図っていく必要があると思ってます。

(竹島和賀子委員)

ありがとうございました。

(遠山会長)

その他ご意見いかがでしょうか。今日、これまででいろんな角度からご意見やご質問いただいて、事務局からもご回答いただいて、どういうふうにニーズを把握していったらいいかっていうところも、次につながるような時間になったかなというふうに思います。

他にご意見、ご質問無いようでしたらちょっと時間も早いですが、終わりにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。最後にこれはいつとかなければということがありましたら、よろしいでしょうかね。はい、では、今日皆様からいただいたご意見を踏まえて事務局の方でアンケートをさらに練っていただければと思います。はい、ではありがとうございました。以上で本日の議事は終了となります。事務局にお返しいたします。

(司会：障がい福祉課 廣瀬課長補佐)

皆様、本日は活発なご協議をありがとうございました。最後に事務局よりお知らせがございます。来年度は障害者計画等の改定年度になります。次期計画に向けたスケジュールでもお知らせしましたとおり5回の協議会を予定しております。第1回は6月下旬の開催を予定しておりますが、委員の皆様にはできるだけ早めに開催日程をお知らせしたいと考えておりますので、ご参加、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上を持ちまして令和7年度第2回高知市障害者計画等推進協議会を閉会いたします。

皆様どうもありがとうございました。